

長浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第54号

長浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年長浜市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「疾病」に、「世話をを行うこと」を「世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。